

せたがや若者フェアスタートのご案内

- **奨学金**
- **資格等取得支援**
- **家賃支援**

令和6年度

1. 奨学金

1. 給付対象者

次の（１）または（２）に該当する方

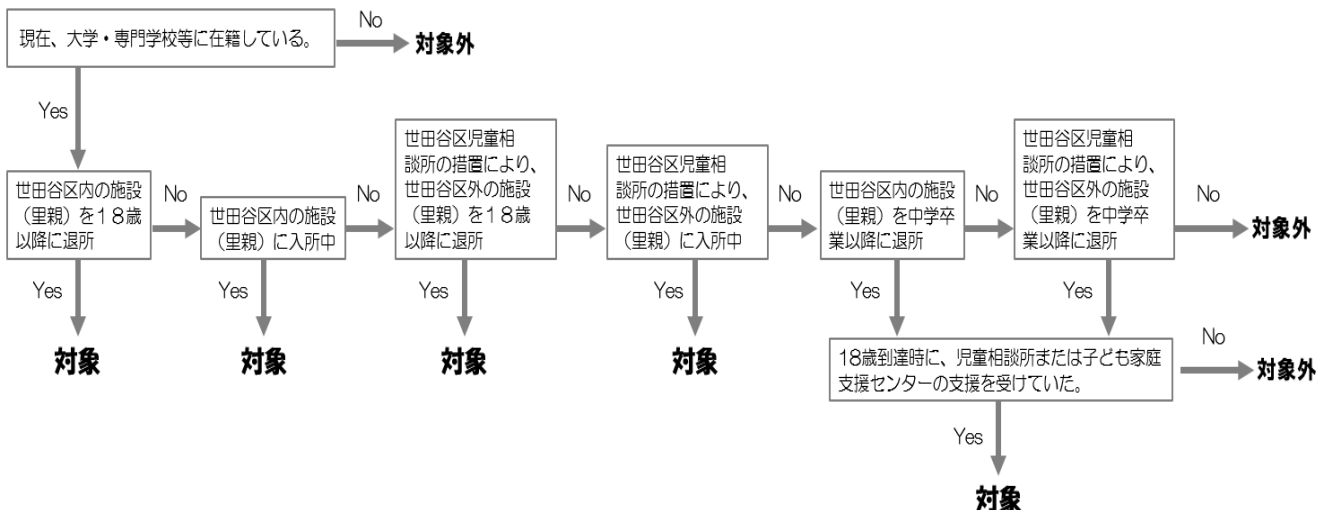
（１）現在、大学または専門学校等に在籍または入学予定の方で、18歳到達以降、以下のいずれかに該当する方

- ◆世田谷区内の児童養護施設・自立援助ホームを退所した方 または 現在入所中の方
- ◆世田谷区内の里親・ファミリーホームを委託措置解除された方 または 現在委託中の方
- ◆世田谷区児童相談所が措置した方で、世田谷区外の児童養護施設、児童自立支援施設、自立援助ホームを退所した方 または 現在入所中の方、世田谷区外の里親・ファミリーホームを委託措置解除された方 または 現在委託中の方

（２）現在、大学または専門学校等に在籍または入学予定の方で、中学校卒業以降次のいずれかに該当し、かつ、18歳到達時において、児童相談所または子ども家庭支援センターの支援を受けていた方

- ◆世田谷区内の児童養護施設・自立援助ホームを退所した方
- ◆世田谷区内の里親・ファミリーホームを委託措置解除された方
- ◆世田谷区児童相談所が措置した方で、世田谷区外の児童養護施設、児童自立支援施設、自立援助ホームを退所した方、世田谷区外の里親・ファミリーホームを委託措置解除された方

《対象になるかどうかご確認ください》



2. 給付要件

以下の全てに該当する場合

- ◆親族による経済的援助を受けることができず、自らの収入によって生計を維持している。
- ◆大学等に進学する前年度の3月31日時点で、**30歳未満**である。
- ◆入所していた施設の長や里親などの推薦を受けられる。

(推薦を受けられないやむを得ない事情がある場合は、世田谷区児童相談所長が推薦します。)

*他に本奨学金と同種の給付金等の交付を受けている場合は、本奨学金の給付額を減額します。

3. 給付対象となる学校

学校教育法に定める大学、短期大学、高校卒業資格を入学要件とする専修学校・各種学校（通学制のもの）

4. 給付対象経費

- ◆入学金を除く授業料、施設費、実験実習費、及びこれらに類する学納金
- ◆教材費（教科書、参考図書、オンライン授業のためのパソコン購入費用）
- ◆通学交通費

学校からPCの購入の指示がある場合に限り
（学校からの購入指示通知等を添付してください。）

5. 給付額

授業料及び施設費等	実費額（ただし、上限50万円） ※学費の支払いを目的とした他の給付金・奨学金等の額、 学費の減免（日本学生支援機構等）の額を差し引いた額
教材費	実費額（ただし、パソコン購入費用は上限10万円）
通学交通費	実費額（通学定期代）

2. 資格等取得支援

* 進学者・就職者が対象です。

1. 対象者

次の（１）または（２）に該当する方

（１） 18歳到達以降、以下のいずれかに該当する方

- ◆世田谷区内の児童養護施設・自立援助ホームを退所した方 または 現在入所中の方
- ◆世田谷区内の里親・ファミリーホームを委託措置解除された方 または 現在委託中の方
- ◆世田谷区児童相談所が措置した方で、世田谷区外の児童養護施設、児童自立支援施設、自立援助ホームを退所した方 または 現在入所中の方、世田谷区外の里親・ファミリーホームを委託措置解除された方 または 現在委託中の方

措置・委託元 \ 措置・委託先	世田谷区内施設・里親	世田谷区外施設・里親
	世田谷区児童相談所	○
世田谷区以外の児童相談所	○	×

（２） 中学校卒業以降次のいずれかに該当し、かつ、18歳到達時において、児童相談所または子ども家庭支援センターの支援を受けていた方

- ◆世田谷区内の児童養護施設及び自立援助ホームを退所した方
- ◆世田谷区内の里親及びファミリーホームを委託措置解除された方
- ◆世田谷区児童相談所が措置した方で、世田谷区外の児童養護施設、児童自立支援施設、自立援助ホームを退所した方、世田谷区外の里親・ファミリーホームを委託措置解除された方

2. 要件

以下の全てに該当する方

- ◆親族による経済的援助を受けることができず、自らの収入によって生計を維持している。
- ◆申請時に、40歳未満である。
- ◆入所していた施設の長や里親などの推薦を受けられる。

（推薦を受けられないやむを得ない事情がある場合は、世田谷区児童相談所長が推薦します。）

3. 交付対象経費・交付額

就職に向けて必要または安定した就労につながると認められる以下の資格等取得にかかる経費が対象です。(学生の方は、在学中に取得する資格等が対象です。)

交付対象経費	交付額	備考
普通自動車第一種 運転免許	実費額 (上限30万円まで) 【進学者・就職者共通】 1年以内に自動車運転免許を活用して就職予定、または現在の職場で活用予定の場合に対象	支給は1回のみです。
その他資格等	実費額 (上限10万円まで) 【進学者】 <u>在学中に取得する資格等</u> にかかる費用が対象 【就職者】 取得した資格を活用して1年以内に就職予定、または現在の職場で活用予定の場合に対象	

※資格等取得にかかる同種の補助や、措置延長中の方で措置費等で資格に係る費用が支給される場合は、その額を差し引いて給付します。

3. 家賃支援

* 進学者・就職者が対象です。

1. 対象者 ※次の（１）または（２）の方が対象です。

（１） 18歳到達以降、以下のいずれかに該当する方

- ◆世田谷区内の児童養護施設または自立援助ホームを退所した方
- ◆世田谷区内の里親及びファミリーホームを委託措置解除された方
- ◆世田谷区児童相談所が措置した方で、世田谷区外の児童養護施設、児童自立支援施設、自立援助ホームを退所した方
- ◆世田谷区児童相談所が措置した方で、世田谷区外の里親及びファミリーホームを委託措置解除された方

措置・委託先 措置・委託元	世田谷区内施設・里親	世田谷区外施設・里親
世田谷区児童相談所	○	○
世田谷区以外の児童相談所	○	×

（２） 中学校卒業以降次のいずれかに該当し、かつ、18歳到達時において、児童相談所または子ども家庭支援センターの支援を受けていた方

- ◆世田谷区内の児童養護施設及び自立援助ホームを退所した方
- ◆世田谷区内の里親及びファミリーホームを委託措置解除された方
- ◆世田谷区児童相談所が措置した方で、世田谷区外の児童養護施設、児童自立支援施設、自立援助ホームを退所した方、世田谷区外の里親及びファミリーホームを委託措置解除された方

2. 要件

以下の全てに該当する方

- ◆親族による経済的援助を受けることができず、自らの収入によって生計を維持している。
- ◆初めて交付を受けようとする時点で、30歳未満である。
- ◆施設等退所後2年以内である、または、在学中である。
- ◆居住にかかる経費を自己負担で支払っている。
- ◆入所していた施設の長や里親などの推薦を受けられる。

（推薦を受けられないやむを得ない事情がある場合は、世田谷区児童相談所長が推薦します。）

※世田谷区の住宅支援を利用している方は対象外です。

※趣旨を同じくする家賃の補助等（「東京都自立支援強化事業」「世田谷区養育家庭等自立援助事業」等の補助）を受けている方は対象外です。

3. 交付対象経費・交付額・交付期間

退所者等が自己負担で支払っている 居住に係る費用（※管理費、共益費 等除く）	月額上限3万円	就職者：2年間 進学者：所定の修学年限
--	---------	------------------------

*居住に係る費用が3万円未満の場合は実費額となります。

*就労先等から家賃の補助等を受けている場合は、その額を賃料から差し引いた額を基準とします。

*年度途中で退所した場合は、退所日翌日の属する月から給付対象となります。

<例>10月20日に退所した場合

就職者…10月21日の属する月（=10月）から2年間対象

進学者…10月21日の属する月（=10月）から卒業まで対象

*既に退所している方でも交付対象となる可能性があります。ご不明な場合はお問い合わせください。

4. 手続きの流れ

申請書類提出

申請書に必要書類を添えて世田谷区に提出します。

* 申請書等はこちらからダウンロードできます。⇒



共通書類

■ 世田谷区児童養護施設退所者等奨学金等申請書

■ 世田谷区児童養護施設退所者等奨学金等交付申請者推薦書

奨学金

● 在学(または入学)が証明できる書類

※入学許可証、在学証明書、有効期限内の学生証のコピーなど

● 学費や教材費、交通費等の額が確認できる資料

※学校からの案内通知、教材費内訳書又は教科書リスト一覧、通学ルート等

※すでに学費の納入、教材等の購入が済んでいる場合は、領収書や通学定期券のコピーを添付してください。

資格等取得支援

● 資格等取得にかかる費用の額と内容を確認できる資料

● 支払いの確認ができる領収書等

※未払いの場合は申請できません。

家賃支援

● 居住にかかる経費および契約者がわかる書類

※賃貸借契約書のコピーなど

● 進学者の場合は、在学していることが確認できる資料

◆この他にも書類の提出を求める場合があります◆

審査

世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金事業審査会にて、交付可否の審査を行います。

審査結果通知

審査結果を申請者本人および推薦者へ通知します。また、交付決定者には、併せて必要書類を郵送します。

請求書等提出

交付決定者は、請求書等必要書類を世田谷区に提出します。

奨学金等振込

世田谷区は交付決定者本人の口座に、決定した額を振り込みます。
※家賃支援金は四半期ごと（6月、9月、12月、3月予定）に振り込みます。

実績報告書提出

交付を受けた方は、年度の終わりに報告書を世田谷区に提出します。

注意

交付決定を受けた方が、偽りその他不正の手段により交付決定を受けた場合、また、実績報告書が期限までに提出されなかった場合は、交付決定を取り消し奨学金の返還をしていただくことがあります。

申請スケジュール

奨学金の申請受付及び審査会は、年度に4回行っています。

審査会	申請受付期間	審査会実施時期	交付時期
第1回	～4月22日（月）	5月中旬頃	6月上旬頃(予定)
第2回	～7月22日（月）	8月中旬頃	9月上旬頃(予定)
第3回	～10月21日（月）	11月中旬頃	12月上旬頃(予定)
第4回	～1月20日（月）	2月中旬頃	3月上旬頃(予定)

※前年度（令和5年度）に申請できなかった費用がある場合は、下記担当までご相談ください。

担当（問合せ・申請書送付先）

世田谷区 子ども・若者部 児童相談支援課 社会的養護推進担当

〒156-0043 東京都世田谷区松原6-3-5

電話 03（6304）7740 / FAX 03（6304）7786